

平成29年(厚)第5113号

平成30年1月31日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が死亡したので、その妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求したことに対し、厚生労働大臣が、請求人が亡Aによって生計維持されていたとは認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、亡Aが平成〇年〇月〇日に死亡したので、その妻であるとして、同年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「受給権者であった者Aの死亡当時において、請求者Bが受給権者によって生計を維持されていたとは認められず、遺族厚生年金を受けることができる遺族に該当しないため。(厚生年金保険法第59条)」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(原処分)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が死亡した場合は、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者であって、適格死亡者の死亡当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法第58条第1項第4号(平成24年法律第62号による改正前のもの)及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10、並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 本件の場合、亡Aの死亡当時、亡Aが適格死亡者であったこと、及び、請求人が、亡Aと婚姻の届出をした配偶者であり、亡Aと生計を同じくした者であったことについては、本件記録から明らかであり、この点について、当事者間の争いはないと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、亡Aの死亡当時において、請求人が、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認め

られる者以外のものに該当するかどうか、ということである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の各事実を認定することができる。

(1) C町長が証明する請求人に係る平成○年度町・府民税課税(所得)証明書(平成○年○月○日付け。以下「本件課税証明書」という。)があり、本件課税証明書によれば、請求人に係る平成○年分合計所得金額は○○○万○○○円で、その内訳は営業等所得が○○○万○○○円とされ、収入に係る記載はない。

(2) 請求人が○税務署長に提出した、平成○年分から平成○年分までに係る所得税及び復興特別所得税の確定申告書B(平成○年分は所得税の確定申告書B)並びに平成○年分から平成○年分までに係る所得税青色申告決算書(一般用)(以下、年ごとの両者を併せて「申告書等」という。)があり、それぞれ次の記載が認められる。

ア 平成○年分の申告書等(D税理士の記名等があるもの)

収入金額等として、事業・営業等が○○○万○○○円、所得金額として、事業・営業等が○○○万○○○円及び合計が○○○万○○○円とそれぞれ記載され、経費として、計○○○万○○○円、その主な内訳として、旅費交通費○○○万○○○円、通信費○○○万○○○円、接待交際費○○○万○○○円、消耗品費○万円、販売促進費○○○万○○○円、会社控除経費○○○万○○○円と記載されている。

イ 平成○年分の申告書等(D税理士の記名等があるもの)

収入金額等として、事業・営業等が○○○万○○○円、所得金額として、事業・営業等が○○○万○○○円及び合計が○○○万○○○円とそれぞれ記載され、経費として、計○○○万○○○円、その主な内

訳として、旅費交通費○○○万○○○円、通信費○○○万○○○円、接待交際費○○○万○○○円、消耗品費○万円、販売促進費○○○万○○○円、会社控除経費○○○万○○○円と記載されている。

ウ 平成○年分の申告書等(D税理士の記名等があるもの)

収入金額等として、事業・営業等が○○○万○○○円、所得金額として、事業・営業等が○○○万○○○円及び合計が○○○万○○○円とそれぞれ記載され、経費として、計○○○万○○○円、その主な内訳として、旅費交通費○○○万○○○円、通信費○○○万○○○円、接待交際費○○○万○○○円、消耗品費○万円、販売促進費○○○万○○○円、会社控除経費○○○万○○○円と記載されている。

エ 平成○年分の申告書等(○税務署受付日平成○年○月○日。E税理士の記名等があるもの)

収入金額等として、事業・営業等が○○○万○○○円、所得金額として、事業・営業等が○○○万○○○円及び合計が○○○万○○○円とそれぞれ記載され、経費として、計○○○万○○○円、その主な内訳として、旅費交通費○○○万○○○円、通信費○○○万○○○円、接待交際費○○○万○○○円、消耗品費○○○万○○○円、販売促進費○○○万○○○円、会社控除経費○○○万○○○円と記載されている。

(3) a社(以下「a社」という。)F支社長の角印が押印(平成○年○月○日付け)された、請求人の平成○年○月支給分及び同年○月支給分に係る賃金台帳があり、同賃金台帳によれば、いずれの支給分についても、資格は「新・上特所長」(注:「上級特別指導所長」の意と解される。以下同じ。)とされ、

準用資格「〇」、活動等級「〇」、職遂・職手（注：「職務遂行給・職務手当」の意と解される。以下同じ。）に係る号数「〇」及びランク「〇」等の記載があり、主な支給項目として、本給、職務手当、指導サービス手当、育成手当〇、育成手当〇、成績手当、奨励金等があり、本給の支給額は、いずれの支給分も〇〇万〇〇〇〇円で、支給額合計は同年〇月支給分が〇〇万〇〇〇〇円、同年〇月支給分が〇〇万〇〇〇〇円である。

(4) 請求人に係る給与支給明細（平成〇年〇月支給分、平成〇年〇月支給分から同年〇月支給分まで及び同年〇月支給分）があり、平成〇年〇月支給分及び平成〇年〇月支給分には、資格は「新・上特所長」とされ、準用資格「〇」、活動等級「〇」、職遂・職手に係る号数「〇」及びラ（注：「ランク」の意と解される。以下同じ。）「〇」等の記載があり、同年〇月支給分から同年〇月支給分まで及び同年〇月支給分には、資格は「TLD特別」（注：「トータルライフデザイナー（特別）」の意と解される。）とされ、活動等級「〇」、職遂・職手に係る号数「〇」（同年〇月支給分及び同年〇月支給分は「〇」）及びラ「〇」等の記載がある。そして、主な支給項目として、平成〇年〇月支給分及び平成〇年〇月支給分については、本給、職務手当、指導サービス手当、育成手当〇、育成手当〇、成績手当、奨励金等があり、同年〇月支給分から同年〇月支給分まで及び同年〇月支給分については、本給、職務遂行給、奨励金、募集手当、活動手当等があり、本給の支給額及び支給額合計はそれぞれ次のとおりである。

| | 本給 | 支給額合計 |
|-----------|-----------|-----------|
| 平成〇年〇月支給分 | 〇〇〇, 〇〇〇円 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 平成〇年〇月支給分 | 〇〇〇, 〇〇〇円 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 平成〇年〇月支給分 | 〇〇〇, 〇〇〇円 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 平成〇年〇月支給分 | 〇〇〇, 〇〇〇円 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 平成〇年〇月支給分 | 〇〇〇, 〇〇〇円 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 平成〇年〇月支給分 | 〇〇〇, 〇〇〇円 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 平成〇年〇月支給分 | 〇〇〇, 〇〇〇円 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |

(5) a社の営業職員就業規則（昭和26年2月9日制定、平成26年4月1日改正。）があり、本件検討に必要な部分を記載すると、次のとおりである。

（定年）

第39条 営業職員は、年齢満60歳の誕生日の属する月末をもって定年に達したものとする。

（自然退職）

第42条 営業職員は次の各号の一に該当する場合は退職する。

- 1（注：記載省略）
- 2 定年に達したとき
- 3（注：記載省略）
- 4（注：記載省略）

（定年退職即時再採用）

第46条 会社は、第42条第2号による退職者のうち、希望する者については、別に定める規程に基づいて選考し、即時再採用をすることがある。

(6) a社の定年退職即時再採用に関する規程（昭和55年4月1日制定、平成25年4月1日改正。）があり、本件検討に必要な部分を記載すると、次のとおりである。

（目的）

第1条 この規程は営業職員の定年退職即時再採用に関する事項を定める。

（再採用基準）

第2条 営業職員の定年退職者で即時再採用を希望する者について、個人営業職員（・・・）として、再採用する。ただし、営業職員就業規則に定める解雇事由、懲戒解雇事由および退職事由に該当する場合については、再採用を行わない。

② 前項により再採用した者のうち、一定の指導力があり、かつ本人の意欲がある者については、支社長申請に基づき本社が認めた場合、年齢満65歳を限度に組織リーダーに任命することがある。

③（注：記載省略）

（再採用期間）

第3条 前条により再採用された者の再採用期間は、年齢満65歳を限度とする。（注：以下記載省略）

② 前項にかかわらず年齢満65歳に到達した際に再採用を希望する者のうち、次の各号の基準をすべて満たす者については、年齢満70歳を限度に1年毎に再採用期間を延長する。

1 選考直前の定期健康診断にて通常の就労が可能と判断できること

2 選考前1年以内の出勤状況が良好であること

3 選考前に重大な処分歴がなく、また金銭面において問題ないこと

③（注：記載省略）

（定年時出張所長の再採用）

第4条 第2条第1項にかかわらず定年退職時出張所長である者については、会社が特に認めた場合は年齢満65歳を限度に1年毎に出張所長に任命することがある。ただし、「営業職員資格規程」に定める資格保障の取扱いとは原則として適用しない。

(7) 請求人が作成した、当審査会委員長からの照会に対する回答書（平成〇年〇月〇日付け）があり、本件検討に必要な部分を記載すると、次のとおりである。

【照会事項1】

a社「定年退職即時再採用に関する規程」第4条には「第2条第1項にかかわらず定年退職時出張所長である者については、会社が特に必要と認めた場合は年齢満65歳を限度に1年毎に出張所長に任命することがある。ただし、「営業職員資格規程」に定める資格保障の取扱いは原則として適用しない。」と規定され、再審査請求の趣旨及び理由には「H〇年〇月で私は65才になり所長は終わりました。」との記載があり、さらに、平成〇年〇月支給分及び平成〇年〇月支給分の給与支給明細によると、平成〇年〇月支給分に記載のある指導サービス手当、育成手当〇、育成手当〇、成績手当及び所長給与調整手当等が、平成〇年〇月支給分には記載がないことが確認できます。つきましては、次の事項について、ご回答ください。

A様が、所長の任を解かれた日付を教えてください。：平成〇年〇月〇日付け

所長の任を解かれたことが確認できる辞令等の書類を提出してください。：提出できない

理由：そういうものは、ありませんが、給与明細で確認できます。

（注：以下記載省略）

【照会事項2】

提出していただいた所得税青色申告決算書（一般用）によりますと、平成〇年分から平成〇年分までと平成〇年分との間で、接待交際費、消耗品費、販売促進費等の金額が大幅に増加している変化が認められます。つきましては、それぞれ大幅に増加した理由を説明してください。

接待交際費が大幅に増加した理由：

認識はありませんが、担当税理士さんの変更によるものです。

消耗品費が大幅に増加した理由：認識はありませんが、担当税理士さんの変更によるものです。

販売促進費が大幅に増加した理由：認識はありませんが、担当税理士さんの変更によるものです。

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定等について、本件通知を定めており、生計維持認定対象者について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に、適格死亡者と生計維持関係があるものと認定する(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。)とした上、収入要件については、受給権発生日、すなわち、適格死亡者の死亡当時において、「次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額(年額850万円)以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入)が年額850万円未満であること、② 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得)が年額655万5000円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来(おおむね5年以内)収入が年額850万円未満又は所得が年額655万5000円未満となると認められること、のいずれかに該当することを必要としている。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本

的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、本件記録によれば、請求人は、〇〇会社の営業職員であることが認められ、一般的な給与所得者ではなく、本件課税証明書においても収入に係る記載はないから、その所得金額により収入要件の検討をすることが相当と考えられるところ、まず、請求人の所得金額について、収入要件を満たしているかどうかを検討すべき年は、亡Aが死亡した年の前年又は前年の所得金額が確定していない場合にあっては亡Aが死亡した年の前々年となり、亡Aが死亡したのは平成〇年〇月〇日であるから、平成〇年分又は平成〇年分の所得金額が確定していない場合は平成〇年分となる。そして、請求人は、裁定請求時には、平成〇年分の所得金額が確定していなかったことから、本件課税証明書を提出し、平成〇年分の請求人の所得金額が基準額を上回っていたことから、原処分がされたことが認められ、再審査請求時において、平成〇年分の所得金額が確定したとして、平成〇年分の申告書等を提出し、同年分の所得金額は、〇〇〇万〇〇〇〇円であり、基準額未満である旨を主張するのであるが、平成〇年分から平成〇年分までの申告書等に記載された申告内容と比較して、平成〇年分の接待交際費、消耗品費、販売促進費等の経費の金額が大幅に増加し、収入金額等に対する所得金額の割合(平成〇年分：〇〇.〇%、平成〇年分：〇〇.〇%、平成〇年分：〇〇.〇%)が同年分について大幅に低下していることが認められたことから、上記1(7)の照会事項2に係る照会を当審査会委員長から請求人にしたのであるが、請求人の回答は、いずれの費目についても「認識はありませんが、担当税理士さんの変更によるものです。」との回答であり、経費の増加及び収入金額等に対する所得金額の割合の低下の合理的

理由を確認できず（収入の増加には営業活動量の増加が伴い、営業活動量の増加に応じて経費も増加するのが一般的であるから、収入に対する所得（＝収入－経費）の割合が大きく変動する場合には、経費又は収入に何らかの構造的な変化等が存在するものと考えられる。）、平成○年分の申告書等の税務署の受付日が、亡Aの死亡日後の平成○年○月○日であることから、平成○年分の申告書等における所得金額が基準額未満であることをもって、直ちに上記収入要件の②に該当するとは認められないというべきである。

しかしながら、上記1(5)及び(6)によれば、定年退職者（年齢満60歳の誕生日の属する月の末日に定年に達し、定年に達したときは退職となる。）で即時再採用された者で、年齢満65歳に到達した際に再採用を希望する者のうち、所定の基準を満たす者は年齢満70歳を限度に1年ごとに再採用期間を延長するとされ、定年時出張所長である者については、会社が特に認めた場合、年齢満65歳を限度に1年ごとに出張所長に任命することがあるとされている。したがって、年齢満70歳まで再採用期間が延長されることはあっても年齢満65歳を超えて出張所長に任命されることはないことが認められるところ、上記1(3)及び(4)によれば、請求人の資格は、平成○年○月までは上級特別指導所長とされ、請求人が65歳に到達した月の翌月である同年○月にトータルライフデザイナー（特別）へ変更（以下「本件資格変更」という。）されていることが認められる。加えて、本件記録中のa社の営業職員給与規程によれば、上級特別指導所長及びトータルライフデザイナー（特別）いずれの資格についても、本給は一部固定給的な性格を有していることが認められるものの、前者の資格に係る給与にあっては、部下に係る成績指標（査定成績、総合継続率、計上修正○、純

件数等をいう。以下同じ。）に応じた職務手当、指導サービス手当、育成手当○、育成手当○及び成績手当並びに自らの成績指標に応じた自己成績に対する給与（奨励金）等の給与区分と自らの成績指標に応じた特別給与取扱いがあり、後者の資格に係る給与にあっては、自らの成績指標に応じた職務遂行給、奨励金、募集手当、活動手当等の給与区分があり、いずれの資格に係る給与についても、部下又は自らの成績指標により大きく変動する可能性が存する給与体系であることが認められる。そして、請求人の申告書等における収入金額等は、平成○年分及び平成○年分は○○○万円台であったところ、平成○年分及び平成○年分は○○○万円を超える金額となり、大幅な増加が認められるのであるが、上記説示の給与体系からすれば、請求人が○○○万円を超える収入金額等を今後も引き続き獲得できるかどうかは不透明であるといわざるを得ないのである。また、経験を積んだベテラン営業職員は一定程度安定した給与を得られる傾向は推認できるものの、亡Aの死亡前4年間のうち、請求人の所得金額が基準額を超えたのは平成○年分のみであり、その際の基準額超過額も○○万円にも満たない金額（○○万○○○円＝○○○万○○○円－○○○万○○○円）であることが認められ（平成○年分の所得金額について、仮に、収入金額等に対する所得金額の割合が平成○年分と同じ割合であったとして計算した金額は○○○万円程度で、基準額超過額は○○万円程度である。）、さらに、上記説示のとおり、請求人が65歳に到達した月の翌月である平成○年○月に本件資格変更がされ、給与体系も大きく変更されたことが認められ、しかも、本件資格変更は、会社の規定により亡Aの死亡前から確定していたこと、上記1(3)及び(4)によれば、固定給的性格を有する本給についても、本件資格

変更前（平成〇年〇月支給分から平成〇年〇月支給分まで）に対して平成〇年〇月支給分は〇万〇〇〇〇円の減額（〇〇万〇〇〇〇円－〇〇万〇〇〇〇円）が認められ、その後も同程度の減額が認められるのである。そして、上記第1の1に掲示した法令等の定めるところは、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有することを、遺族厚生年金を受給できる遺族の欠格条件としているところ、請求人の収入及び所得の状況は、上記説示のとおり、申告書等上、基準額を超える所得金額となっているのは平成〇年分のみで、その超過額も〇〇万円にも満たない金額であり、請求人の給与は成績指標による変動要因を多く含み、しかも、固定給的性格を有する本給の減額を伴う本件資格変更が、亡Aの死亡前において、平成〇年〇月には実施されることが確定していたことが認められるのであるから、それらを考え併せれば、請求人の所得金額が基準額を上回り続ける蓋然性は極めて低いといわざるを得ず、請求人について、上記収入要件の①ないし④に該当する客観的事実が確認できないとしても、本件においては、亡Aの死亡当時において、請求人は、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当すると認めるのが相当である。

- (3) 以上によれば、請求人は、亡Aの死亡当時において、亡Aによって生計を維持した配偶者に該当し、請求人には、亡Aに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。